

# 「既存住宅状況調査技術者講習」更新講習

登録講習機関第2号（登録日平成29年3月27日）  
公益社団法人 日本建築士会連合会

平成28年6月に宅地建物取引業法が一部改正され、平成30年4月から既存住宅の売買時に「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられます。そして、既存住宅状況調査の実施は、登録機関の講習を終了した建築士のみ認められており、**建築士の新たな業務**として期待されています。

## 講習開催日程 名古屋会場

第4回 令和3年3月4日（木）

受付 13:00  
講習 13:30~17:00  
会場 愛知建築士会会議室  
(名古屋商工会議所ビル9階)

## 講義内容・時間割

時間	講義内容	時間	講師
13:30~13:40	ガイダンス(講習の案内・事務的な説明)		
<b>講義 1</b> 13:40~14:05 (休憩時間を含む)	不動産流通市場の現状と国の取組状況 既存住宅状況調査技術者の役割 既存住宅状況調査の概要 遵守事項・調査の手順・情報開示・調査結果の活用	25分	DVD
休憩 10分			
<b>講義 2</b> 14:15~15:45	既存住宅状況調査方法基準とその詳細(その1) 既存住宅状況調査方法基準とその詳細(その2) 既存住宅状況調査に付随する非破壊検査その他の調査 検査機器 調査報告書の記入 住宅の瑕疵の事例	90分	DVD  (公社)愛知建築士会 教育講習委員会 委員
休憩 10分			
<b>講義 3</b> 15:55~16:05	DVD 講習の補足・既存住宅状況調査の実施状況に関するアンケート調査結果報告	10分	(公社)愛知建築士会 教育講習委員会 委員
16:05~16:15	質疑応答	10分	//
16:15~16:25	考査問題配布	10分	
16:25~16:55	修了考査	30分	
17:00	考査用紙回収、閉会		

講習修了者には、修了証明書と既存住宅状況調査技術者カード（顔写真入り）を交付します。  
※講習修了者の氏名、勤務先等を日本建築士会連合会のホームページで公表します。